

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 47 号)によるガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) ガス事業法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新																								
第1条～第3条 略 別表 (第2条関係) <table border="1"> <tr> <td>(1)～(19)の2 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td><td>(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td></tr> <tr> <td>ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収</td><td>ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収</td></tr> <tr> <td>イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査</td><td>イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査</td></tr> <tr> <td>ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令</td><td>ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令</td></tr> <tr> <td>(21)以下 略</td><td>(21)以下 略</td></tr> </table>	(1)～(19)の2 略		(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収	ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収	イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査	イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査	ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令	(21)以下 略	(21)以下 略	第1条～第3条 略 別表 (第2条関係) <table border="1"> <tr> <td>(1)～(19)の2 略</td><td></td></tr> <tr> <td>(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td><td>(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務</td></tr> <tr> <td>ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収</td><td>ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収</td></tr> <tr> <td>イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査</td><td>イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査</td></tr> <tr> <td>ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令</td><td>ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令</td></tr> <tr> <td>(21)以下 略</td><td>(21)以下 略</td></tr> </table>	(1)～(19)の2 略		(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収	ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収	イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査	イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査	ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令	(21)以下 略	(21)以下 略
(1)～(19)の2 略																									
(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務																								
ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収	ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収																								
イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査	イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査																								
ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令																								
(21)以下 略	(21)以下 略																								
(1)～(19)の2 略																									
(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務	(20) ガス事業法 (昭和29年法律第51号) に基づく事務のうち、次に掲げる事務																								
ア ガス事業法第46条第1項の規定による報告の徴収	ア ガス事業法第171条第1項の規定による報告の徴収																								
イ ガス事業法第47条第1項の規定による立入検査	イ ガス事業法第172条第1項の規定による立入検査																								
ウ ガス事業法第47条の2第1項の規定によるガス用品の提出の命令	ウ ガス事業法第173条第1項の規定によるガス用品の提出の命令																								
(21)以下 略	(21)以下 略																								